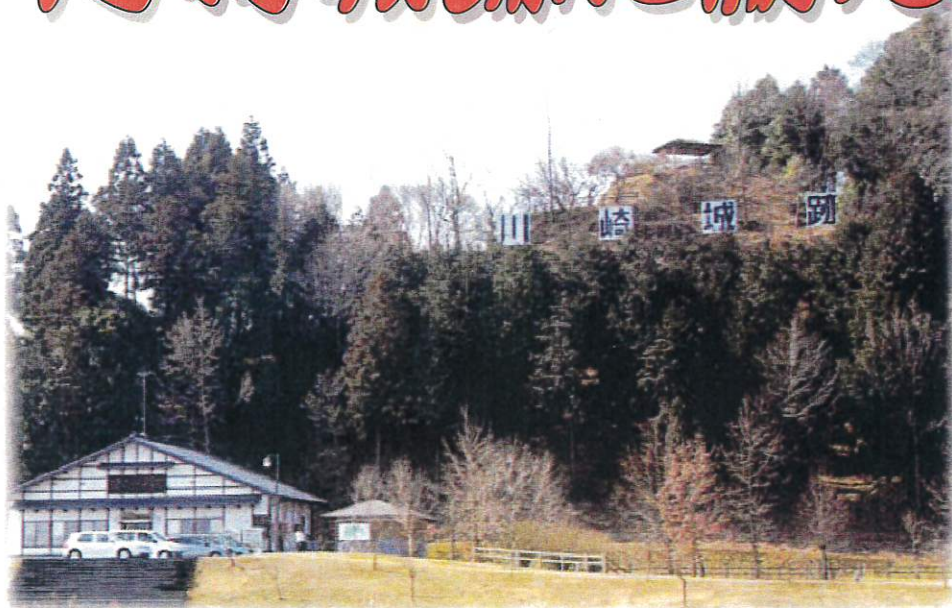


川崎城跡公園再生基本計画

市民力を結集し、
川崎城跡に新たな光を



平成20年3月

矢板市

川崎城跡公園再生市民会議

あ い さ つ

私は、常々矢板市民それぞれに、郷土に対する愛着や誇りを持っていただきたい、そして自分も矢板市民であるという自負心を持っていただきたいという思いから、矢板の歴史の原点を見直して、その歴史の歩みの中で先人達が築いてきた他に誇れる素晴らしい文化遺産を活かす事業に取り組むことが、必要だと考えておりました。

その具体的な事業のひとつとして、川崎城跡と塩谷朝業公を市民の精神的なシンボルに出来ないのかという思いを抱きまして、市民と行政が協働して川崎城跡公園の再生事業に取り組もうと考えました。

市民ボランティアからなる「川崎城跡公園再生市民会議」の立ち上げを働きかけましたところ、多くの方がこの趣旨に賛同され参加くださいました。

市民会議に「川崎城跡公園再生基本計画」の作成をお願いしたところ、昨年5月から2月にかけて15回にわたり、夜間の会議にもかかわらず熱心に討議をしてくださいました。

また、その間には現地調査や他市の公園を視察し、その熱意はどんどん広がり、その思いが高まっていくところに感銘を受けました。

今年は、市制施行50周年という節目の年を迎え、これまでの歴史を振り返りながら、これからの矢板市をつくっていかねばならない、そういう非常に重要な年です。この市制施行50周年記念事業のひとつとして、この事業を位置付けいたしました。

市民が出来るもの、行政がやらなければならないもの、市民と行政が力を合わせてやれるもの、これらを見極めて、この基本計画に込められた市民会議の方々の思いを受け止めて、市民と行政の協働により、すばらしい公園にしていきたいと思えます。

最後になりますが、このたびの計画策定に当たりまして、大変なご苦勞、ご尽力を賜りました市民会議の皆様にご改めて感謝を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

平成20年3月



矢板市長 遠藤 忠

あ い さ つ

今年は、矢板市制施行50周年の節目に当たり、川崎城跡公園の再生を図ろうと提案されたことは誠に有意義なことと思います。

川崎城跡は、約800年前（正治元年西暦1199年～建仁3年同1203年）に塩谷朝業公によって築城され、以後約400年の歴史をもつと言われます。

初代城主である朝業公は、文武に長じ歌道に優れ、鎌倉幕府3代将軍実朝公の御家人として仕え、実朝公が非業の最期を遂げた後は、僧侶「信生法師」となり、歌集「信生法師集」を残されています。

その歌集は、現在宮内庁書陵部に唯一冊丁重に保管されています。

信生法師集を世に広めたのは、歌壇の大家佐々木信綱博士であり、「日本文学講座編」の中で、歌集は「鎌倉時代の文学史に光を放つものである」と記載してからです。特に矢板市では利害を超越した旺盛な先人たちの研究によって、現在は川崎城跡と共に歴史上の人物「塩谷朝業」は矢板市のシンボルとなりました。

このような事を踏まえ、市制施行50周年記念事業の一環として、川崎城跡公園を歴史的事項を尊重しながら、可能な限り明るく眺めの良い、歴史的景観を活かした公園として再生するよう、昨年5月に市民ボランティアからなる「川崎城跡公園再生市民会議」が発足いたしました。

今年度は、初年度であり、再生基本計画の策定の年と位置づけ、計画案の討議を重ねて参りました。

その結果がまとまりまして、平成20年3月8日に生涯学習館で、「川崎城跡公園再生基本計画案」の発表会を開催させていただきました。

予想を超える多くの方々のご出席のもとに発表することができ、さらにご出席の方々からは貴重なご意見等を拝聴し、参考に資することが出来ましたことに深く感謝申し上げます。

今後は、矢板市の歴史上の宝でもある川崎城跡公園を歴史の重みをもつ公園として、市民をはじめ多くの人々が訪れる公園に再生するため、市民一人ひとりはもちろん各種団体の積極的なご協力を得られますことをお願い申し上げあいさついたします。

平成20年3月

川崎城跡公園再生市民会議代表 鈴木 幸 市



目 次

あいさつ

計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目標年次	2
3. 計画の役割	2
4. 計画の構成	2
 第1章 市民主体による計画策定体制	 3
1. 川崎城跡公園再生市民会議の設立	3
2. 再生基本計画案発表会の開催	3
 第2章 計画地の概況	 5
1. 川崎城跡の概要	5
2. これまでの川崎城跡公園整備の主な経過	6
3. 上位計画の位置付け	8
1) 21世紀矢板市総合計画改定後期計画 (2006～2010)	8
2) 矢板市都市マスタープラン (2000～2020)	8
4. 計画地の範囲	8
5. 計画地における規制	9
1) 保安林	9
2) 史跡	10
6. 現況調査	11
1) 地形特性	11
2) 施設	11
3) 植生	17
4) 景観	18
7. 課題の整理	19
1) 歴史	19
2) 規制	19
3) 地形特性	19
4) 園路	19
5) 施設	19
6) 植生	19

7) 景観	19
第3章 再生基本計画	21
1. テーマ	21
2. 基本方針	22
3. 整備方針	23
1) 園路整備方針	23
2) 施設整備方針	24
3) 伐採及び植栽整備方針	24
4) 景観整備方針	25
4. ゾーニング計画	26
1) メインエントランスゾーン	27
2) 花と実を楽しむゾーン	28
3) 眺望を楽しむゾーン	30
4) 歴史的景観を楽しむゾーン	33
5) 自然を楽しむゾーン	34
6) イベントを楽しむゾーン	35
5. イベント計画	36
1) 基本方針	36
2) イベントの実施主体	36
3) イベントの内容	36
6. 事業計画	37
7. 管理運営計画及び事業の推進	38
第4章 今後の課題	39
1. 管理運営組織のあり方	39
2. 周辺整備	39
1) 弁天川周辺の整備	39
2) 高速道路の側道の整備	39
3) 城の湯周辺とのネットワーク	39

資料編

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市を取り巻く社会経済環境は、大きく変化しており、地方分権の推進で、国・県から権限が委譲される一方で、国による「三位一体の改革」で国から地方へ配分される地方交付税や国庫補助金などが縮減されてきています。

また、少子・高齢化の進行と人口減少、社会保障制度の改革などの課題が山積しております。

このような状況に対応するには、市民と行政が問題意識を共有し、市民が積極的にまちづくりに参画する「市民と行政との協働」による活力あるまちづくりを推進していくことが重要であります。

矢板市は、平成20年に市制施行50周年を迎えることから、本市の50年に及ぶ発展の歴史を振り返り、先人達の業績を讃えるとともに、矢板市の豊かな自然や人々に育まれてきた文化や歴史を、未来を担う子どもたちや内外の多くの人々に伝えるため、市を挙げて「矢板市制施行50周年記念事業」を展開することとしています。



(現在の川崎城跡公園)

川崎城跡公園は昭和54年に計画が策定され、その後整備が進められ現在に至っています。この公園は歴史的にも、景観的にもすぐれたものがありますが、現在はスギ等の大木で覆われ、草木が生い茂り、訪れる人が少ない公園となっています。

そこで50周年記念事業の一環として川崎城跡公園を長峰公園※とは違った歴史の重みをもつ公園として、市民をはじめ多くの人々が訪れる公園に再生することをめざして、市民との協働により「川崎城跡公園再生基本計画」を策定するものであります。

※ 長峰公園：矢板駅の北500mのところにある都市公園であり、ツツジの名所として名高く、公園内には大きなサクラ並木とツツジ庭園が広がる市民の憩いの公園です。

2. 計画の目標年次

この計画の目標年次は、平成22年度に設定します。

なお、社会情勢の変化等にもとない見直しが必要となる場合には見直しを行います。

3. 計画の役割

この計画は、市民と行政、関係機関・団体、企業等が一体となり川崎城跡公園の再生に向けて取り組むための計画とします。

4. 計画の構成

この計画は第1章「市民主体による計画策定体制」、第2章「計画地の概況」、第3章「再生基本計画」、第4章「今後の課題」の4章で構成されています。

第1章「市民主体による計画策定体制」では、基本計画の策定体制について記載しています。

第2章「計画地の概況」では、川崎城跡の現況とそれを踏まえた課題について記載しています。

第3章「再生基本計画」では、第2章で示した課題を踏まえて、整備に当たっての基本方針と整備方針及び管理運営計画等について記載しています。

第4章「今後の課題」では、整備終了後における管理運営組織のあり方と周辺整備の課題について記載しています。

第1章 市民主体による計画策定体制

1. 川崎城跡公園再生市民会議の設立
2. 再生基本計画案発表会の開催



第1章 市民主体による計画策定体制

1. 川崎城跡公園再生市民会議の設立

矢板市は、平成20年に市制施行50周年を迎え、市を挙げて「矢板市制施行50周年記念事業」を展開することとしています。

この記念事業の一環として、川崎城跡公園を市民と行政が力を合わせて、市民に親しみやすく、多くの人が訪れる魅力ある公園に再生するため、川崎城跡公園再生市民会議を平成19年5月に設立し、市民主体による計画づくりに取り組みました。

なお、この市民会議は、計画づくりにとどまらず、計画に基づく事業の実施や整備後の維持管理及びイベントの企画・運営等についても行政と協働して事業を進めていきます。



(市民会議設立総会)

2. 再生基本計画案発表会の開催

計画づくりに当たっては、市民会議が主体となって作成した再生基本計画案の発表会を開催するなどし、広く意見を求めることにより、市民会議の意見ばかりでなく、より多くの市民の声が反映された計画づくりが行われました。



(伐採などについて説明する会員)



(園路などについて説明する会員)



(イベントについて説明する会員)



第2章 計画地の概況

1. 川崎城跡の概要
2. これまでの川崎城跡公園整備の主な経過
3. 上位計画の位置付け
4. 計画地の範囲
5. 計画地における規制
6. 現況調査
7. 課題の整理



第2章 計画地の概況

1. 川崎城跡の概要

川崎城跡は、市役所の南西約2kmの喜連川丘陵上にあり、市民から「城山」と呼ばれるとおり、自然地形を巧みに利用している「山城」です。川崎城跡最北端には新地という地名が残り、その南に三の丸、更に南に二の丸や本丸（主郭部）が峰続きに続いています。

城跡は、本丸を中心に西側に半円状に曲輪^{くるわ}*と堀が巡り、防御機能を高めています。

城跡の東は、急傾斜の崖で眺望に優れ、北北東的那須連峰から南のさくら市北部にかけての見晴らしが良くなっています。

川崎城跡は、鎌倉時代の初期（1199年～1203年）に塩谷地方北部を領有していた塩谷氏（源系）の5代朝義^{しおのや}が、宇都宮業綱（藤原系）の二男朝業^{ともなり}を養子として後継者に迎え、その後間もなく築城されたと考えられています。

また、川崎城跡を築造したといわれる塩谷朝業^{しおのやともなり}は、文武両道に優れた武士であり、鎌倉幕府3代将軍源実朝の側近として仕え、歌人としても優れていました。

鎌倉時代に成立した歴史書「吾妻鏡」及び宇都宮歌壇「新和歌集」の中に、将軍実朝が庭前の紅梅に歌を添え、当日不快で出仕していなかった朝業^{ともなり}に賜ったことがでています。

「君ならで 誰にか見せむ わが宿の
軒端ににほふ 梅のはつ花」
【新和歌集】
という実朝の歌に感激した朝業^{ともなり}は、

「うれしさも 匂ひも袖に あまりけり
わがためおれる 梅のはつ花」
【吾妻鏡】
という返し歌を詠んでいるのが記されています。



(歴史分科会)



* 曲輪：本丸・二の丸等の城内の小区画のことです。

ともなり朝業は、仕えていた將軍実朝が甥の公暁に暗殺されると、川崎へ戻り出家し、出家後信生と名のり「信生法師集」など鎌倉時代の文学史を飾る作品を残しています。

なお、朝業の二男時朝は、茨城県にある笠間城主笠間氏の祖となった人物です。

2. これまでの川崎城跡公園整備の主な経過

この川崎城跡を公園として整備するために、昭和54年に矢板市川崎城跡公園計画書が作成され、昭和55年に10.2haの都市計画決定を行い、翌年事業の認可を得ると同時に約6.1haの用地を取得し、整備を開始しました。

昭和61年度に一応の整備が完了したため、約6.1haについて公園として供用を開始しました。

その後、平成2年度にふるさと創成事業の一環として川崎城跡周辺の整備計画が策定され、宮川沿いの区域を拡張し、平成9年度に都市計画の変更を行い、平成10年度には自然観察ふれあい広場(0.6ha)が整備され、平成11年4月に約6.7haの公園として供用され現在に至っています。

その他主な事業(碑等)

昭和52年3月 塩谷朝業公生誕八百年祭記念事業
川崎城跡の碑(朝業の歌碑)を本丸西側土塁跡に建立
川崎城跡 明治大学理事長加藤五六書
「まよひ来し 心のやみも 晴れぬべし
浮世はなるる 横雲のそら」



(川崎城跡の碑)

昭和55年2月 紅白のウメの75本植樹(矢板ロータリークラブ)
南曲輪を中心に植栽 物見台跡(四阿)にあずまやに記念碑建立



(ロータリークラブの碑)

5月 栃木県植樹祭川崎城跡公園で開催
サクラ156本、ウメ、ナツツバキ25本を本丸を中心に植栽

6月 サツキ500本植栽(盆栽愛好会)

7月 笠間市と姉妹都市提携
「約束の碑」建立とナツツバキとカシワの木植栽



(約束の碑)

昭和56年7月 アジサイ220本植栽(矢板市青年会議所)

平成元年 4月 矢板市指定文化財・記念物・史跡として指定

平成19年3月 朝業歌碑建立(矢板市文化財愛護協会)



(朝業歌碑)

3. 上位計画の位置付け

1) 21世紀矢板市総合計画改定後期計画(2006～2010)

第2部基本計画のⅣ「すぐれた定住基盤を備えたまちづくり」の4「公園整備を推進します」の施策展開で都市公園・緑地の整備が示されています。

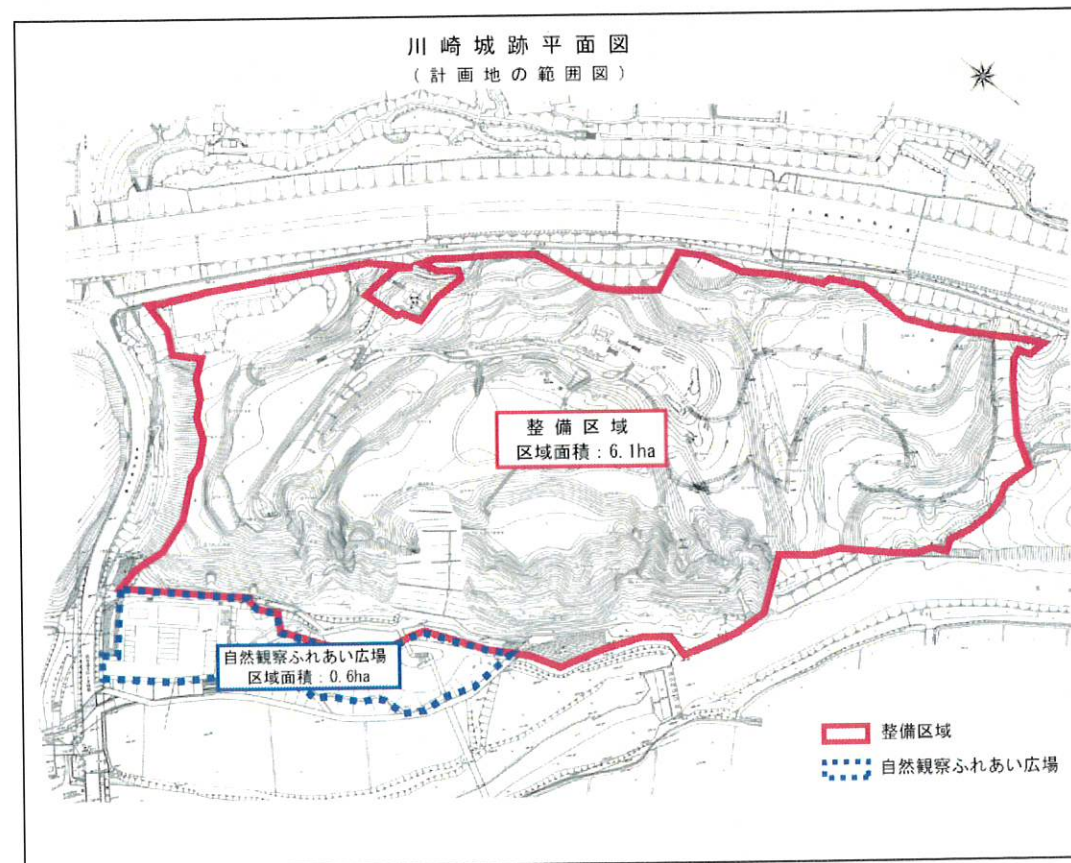
2) 矢板市都市マスタープラン(2000～2020)

マスタープランのⅤ、地域別整備方針において川崎城跡公園を本市のシンボリックな公園の1つとして整備拡充し、都市における緑の拠点形成を図るとされています。

4. 計画地の範囲

計画を策定する範囲は、基本として現在の公園となっている6.7haのうち平成10年度に自然観察ふれあい広場として整備された0.6haを除いた区域の6.1haについて計画を策定するものとします。

なお、ソフト事業を考える場合は川崎城跡公園全体及びその周辺を対象とします。



■計画地の範囲図

5. 計画地における規制

1) 保安林

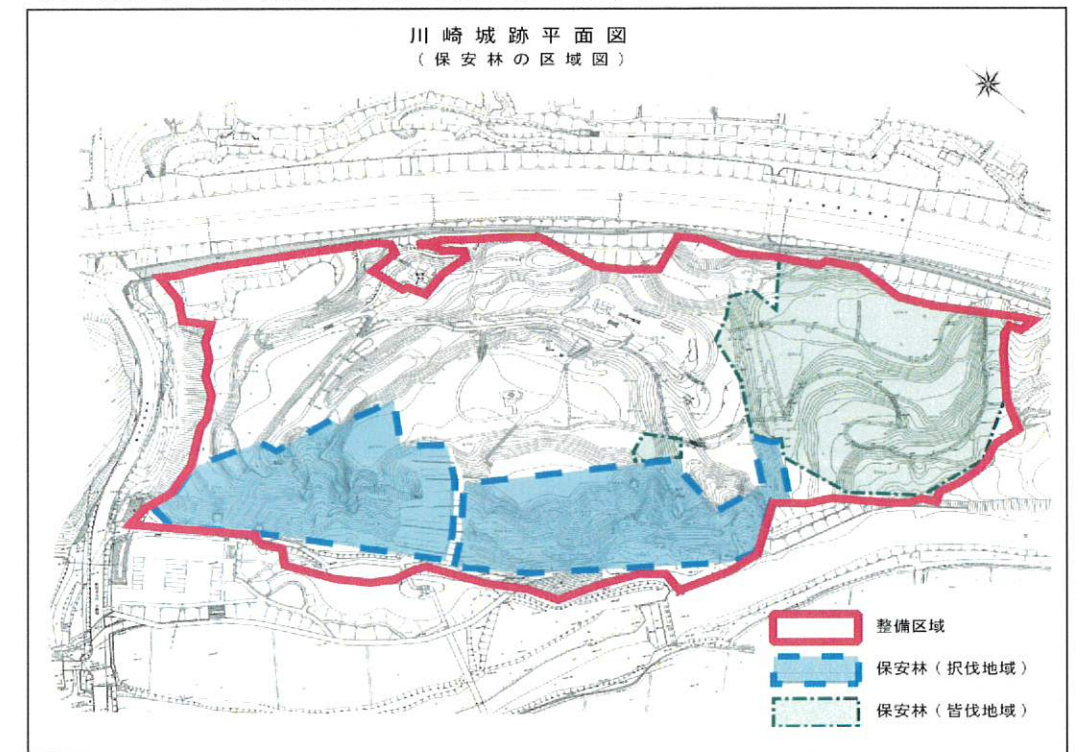
この公園においての大きな規制は、一部の区域が保安林に指定されていることです。これにより立木の伐採については、規制を受けることになります。なお、この区域は、次の2つが二重に指定されています。

・土砂流出防備保安林^{※1}・保健保安林^{※2}

規制の内容は、皆伐のできる区域(面積約1.5ha)と択伐のできる区域(面積約1.0ha)に分かれています。

皆伐のできる区域では、1年間に1haまで伐採することが可能であり、伐採後は、植林(植林可能な樹木はスギ、ヒノキ及びその他の高木広葉樹)をすることになります。

択伐のできる区域では、全体材積の3割まで伐採可能であり、伐採後は植林(植林可能な樹木はスギ、ヒノキ及びその他の高木広葉樹)をすることになります。ただし、この場合、最初の年度に全体の材積の3割まで伐採ができますが、その後は植林した木の生育状況により、伐採ができるかどうか判断されることになります。



■保安林の区域図

※1 土砂流出防備保安林：樹木の根と地表を覆う落ち葉、下草が雨などによる表土の侵食、土砂の流出、崩壊を防ぐための保安林。

※2 保健保安林：空気の浄化や騒音の緩和などと共に森林レクリエーション活動の保健・休養の場を提供して生活環境を守るための保安林。

2) 史跡

平成元年4月に矢板市教育委員会は塩谷地域の名の起こりとなった塩谷氏の本拠地である川崎城跡が市にとって重要な城跡であるとして市指定文化財・記念物・史跡として指定しています。

史跡であるため、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてはいけないことになっています。

なお、現状変更等の行為を行う場合は、許可を得る必要があります。

6. 現況調査

ここでは、計画策定に必要な川崎城跡公園の地形特性・施設・植生・景観の4つの主要な項目について調査を行いました。

1) 地形特性

計画地の地形特性は、宮川の流れや崖などの地形を活かした自然の要塞となっており、山城として築城した城跡が見受けられます。

西側、北側は比較的傾斜が緩やかなため削平地を数段構え、空堀と土塁をもって厳重に防備されていました。このため通り道が回廊のように山腹を巻くようにして本丸へ通ずることから「かたつむりじょう蝸牛城」の別名をもっています。



(会員による現場確認)

2) 施設

公園内には、遊具、休憩・展望施設、駐車場、園路等が配置されています。

○木製遊具

公園の二の丸に木製遊具が整備されています。



(木製遊具)

○休憩・展望施設

あずまや
四阿（4m×4m）は、公園の南東部に整備されています。

また、本丸には、藤棚（9m×3m）が整備されています。

ベンチは西側駐車場付近に4基、登り口から梅林付近に4基、東の四阿付近に4基、二の丸に3基、本丸に1基あります。



（南帯曲輪Ⅰの東にある木製四阿）



（本丸にある擬木製藤棚）



（四阿西にある木製ベンチ）



（登り口にある木製ベンチ）

○駐車場

駐車場は、公園の西側及び東側にあります。

- ・ 西側駐車場の収容台数は21台となっています。
- ・ 東側駐車場の収容台数は26台となっています。



（西側駐車場）



（東側駐車場）

○記念碑等

南曲輪西側に歌碑が、四阿付近にロータリークラブの碑が、本丸の西側に笠間市との姉妹都市提携の碑及び川崎城跡の碑があります。



（南曲輪の西側にある御影石歌碑）



（四阿西側にあるロータリークラブの御影石製の碑）



（本丸西側にある笠間市との姉妹都市提携記念の碑）



（本丸西側にある川崎城跡の碑）

○案内板等

案内板等は、入口、駐車場、広場の要所に配置されています。



(西側入口のアルミ製看板)



(西側駐車場のアルミ製看板)



(星宮神社からの登り口付近にある
樹脂製看板)



(南曲輪西側の木製看板)

○トイレ

トイレは、西側と東側の駐車場に1箇所ずつあります。



(西側駐車場にあるトイレ)



(東側駐車場にあるトイレ)

○ゴミ箱、タバコの吸い殻入れ

ゴミ箱、タバコの吸い殻入れは、休憩所付近にあります。



(西側駐車場登り口にある
吸殻入れ)



(本丸藤棚付近にあるゴミ
箱と吸殻入れ)

○柵

急勾配な法面や崖がある危険な場所には、柵が設置されています。



(西側駐車場からの園路にある擬木の柵)



(南帯曲輪にある擬木の柵)



(本丸の東にある擬木の柵)



(二の丸にある擬木の柵)

○園路

園路は、西側駐車場から三の丸まで整備されていますが、東側駐車場からの園路はありません。



(西側駐車場からの階段)



(南曲輪への階段)



(一の堀から本丸への階段)



(本丸の園路)

3) 植生

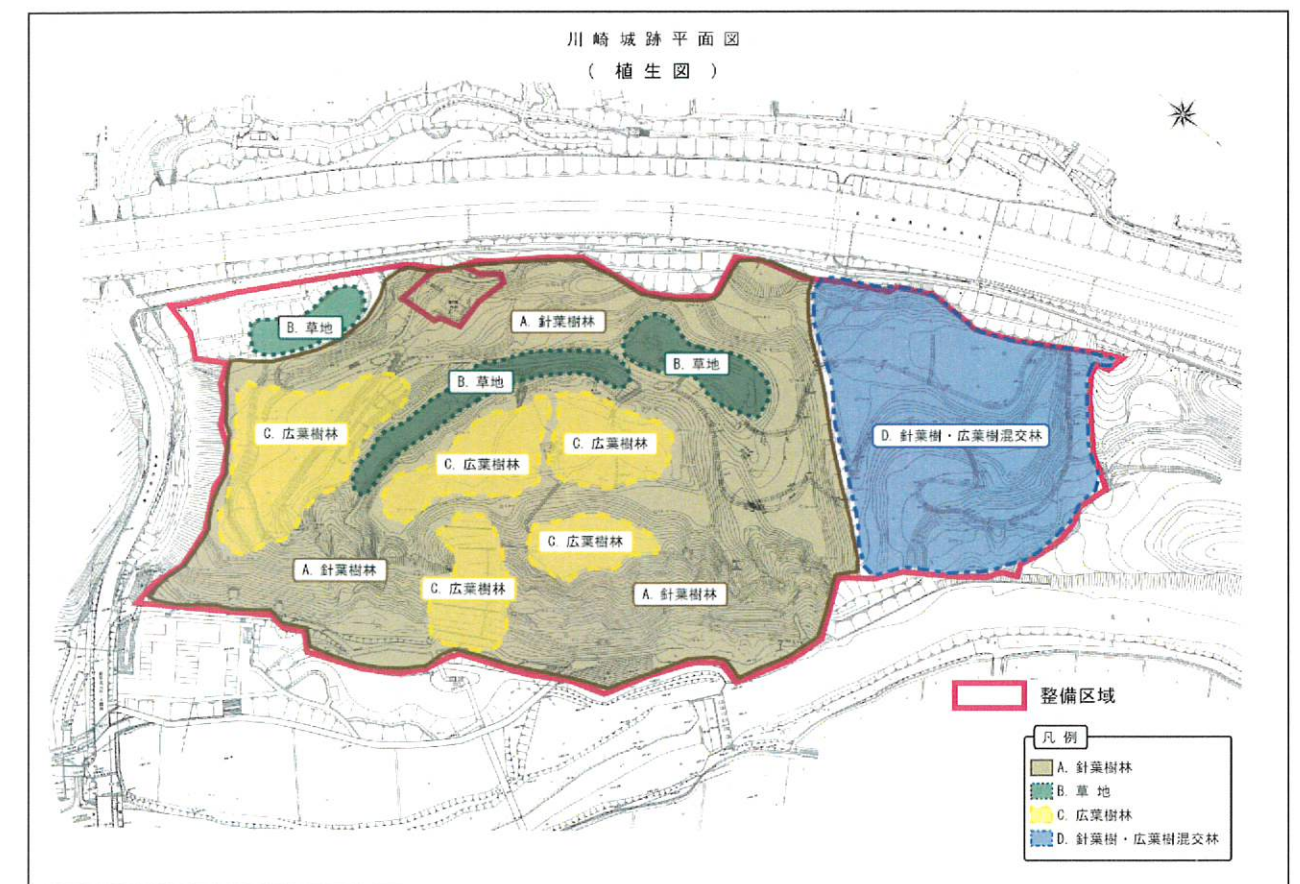
計画地全体は、そのほとんどがスギやヒノキ等の針葉樹からなる人工林に覆われており、部分的に広葉樹林との混交林となっています。

A：本丸の東側法面及び西側法面は、スギ、ヒノキ等の針葉樹林となっています。

B：内根古屋、一の堀、二の丸は、草地となっています。

C：本丸、東出丸、南曲輪、南帯曲輪はウメとサクラ等の広葉樹林となっています。本丸の東側法面の崩壊した部分はサクラ、リョウブ等の広葉樹林となっています。

D：二の堀、三の丸周辺は針葉樹（スギ、ヒノキ、アカマツ）と広葉樹（コナラ、クリ、ケヤキ、ヤマザクラ）の混交林となっています。



■植生図

4) 景観

景観は、市街地から見た景観、城郭からの眺望及び歴史的な景観の3つに分けて整理します。

① 市街地から見た景観

- ・東側は、宮川の河岸段丘となる急な斜面に針葉樹林が帯状に連なり城郭の上部はほとんど見えなくなっています。



(宮川から見た川崎城跡)

- ・西側は、高速道路により遮られて全体が見渡せないが、高速道路からは中腹より上部を見ることができます。



(高速道路から見た川崎城跡)

② 城郭からの眺望

- ・本丸からの眺望は部分的に見える場所もありますが、樹林に遮られて全体が見渡すことができません。



(本丸から幹越しに見た市街地の景観)

③ 歴史的な景観

- ・一の堀は、堀全体の景観が見渡せるが、二の堀、三の堀は樹林に遮られて堀全体の景観が見渡すことができません。



(樹木で堀の全体が見渡せない二の堀の景観)

7. 課題の整理

計画地の現況や規制等から、これからの公園づくりを行う上での主要な課題は、次のとおりに整理できます。

1) 歴史

- ・川崎城跡が持つ歴史的な価値を十分踏まえた公園づくりが必要です。

2) 規制

- ・公園内は、保安林（一部）及び市指定の史跡となっており、それぞれの規制があることから、原則として、この規制の中での整備を行う必要があります。

3) 地形特性

- ・山城として築城した城跡の形態が、樹林に覆われて明確に見えないことから、歴史的資源である特徴的な地形を活かした整備が必要です。

4) 園路

- ・現在は、公園西側駐車場からしか登れないことから、公園東側からも登れるよう新たな園路を配置する必要があります。

5) 施設

- ・施設は、一部に老朽化し、壊れたものもあるので撤去や改修を検討する必要があります。
- ・案内板は、利用目的や内容等を検討し、効果のある位置に設置する必要があります。

6) 植生

- ・樹木の伐採は、保安林指定を受けているため、伐採範囲や割合と共に整備年次計画の検討が必要となります。
- また、伐採によって表土の侵食、土砂の流出、崩壊の危険性があるため、伐採する樹木の選定には注意が必要となります。
- ・伐採した樹木については、その処理やリサイクルも含めた活用について検討する必要があります。

7) 景観

- ・樹木が繁茂し、景観を損ねていることから、伐採や間伐を行い市街地から見た景観や城郭から見た景観を確保する必要があります。
- ・土塁や堀の特徴を最大限に活かして歴史的景観を確保する必要があります。